

(平成26年10月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年12月22日

私は、二以上の事業所に勤務しており、A社から申立期間に賞与が支給されていたが、主たる事業所での賞与の支給が無かったため、申立期間の賞与について届出を失念していた。平成26年7月14日に賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額については厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことだった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の賞与に係る支給明細書及びA社が加入するB厚生年金基金から提出された申立期間の賞与に係る「厚生年金基金二以上事業所勤務加入員賞与支払届」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された申立期間の賞与に係る支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、29万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたため届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から3年3月まで

私の母は、平成元年4月頃にA町役場の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月、同役場の窓口で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、平成元年4月頃にA町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月、同役場の窓口で納付していたとしているが、同町に係る国民年金手帳記号番号払出簿により、同年3月18日から3年5月22日までの期間（申立期間を含む。）に払い出された全ての国民年金手帳記号番号及び氏名を確認したところ、申立人の同記号番号は、申立期間後の3年4月13日に払い出されていることが確認でき、その頃、国民年金の加入手続が行われたと推認される上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、A町役場では、申立期間当時は国民年金保険料の窓口収納はしておらず、同役場内に設置された指定金融機関で納付するよう案内していたとしているほか、同役場が作成した申立人の国民年金被保険者名簿の申立期間に係る納付記録はオンライン記録と一致する。

そのほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。